

1 目的

・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものであること。

また、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを鑑み、いじめの防止のための対策として基本となる事項を定める。

・なお、この基本方針は、平成25年6月28日公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、東深井中学校におけるいじめ防止対策について示すものである。

2 いじめの定義(第1条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※第4条(いじめの禁止)→児童等は、いじめを行ってはならない。

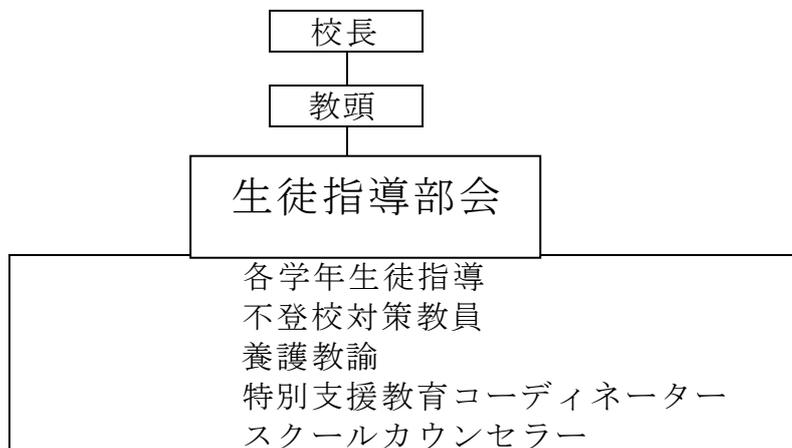
※いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは人権侵害で有り、人としてけっして許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒間や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 校内いじめ防止対策委員会

情報収集と防止策、発覚時の対応策、関係機関との連携を図る。
但し、協議や対応する内容に応じて、組織の構成を柔軟に編制していく。

<いじめ防止対策委員会>



4 日常のいじめ防止策<いじめのサインを見逃さない教師の気づきが基本>

- (1) 全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育および体験活動等の充実を図る。
ピアサポートプログラムを各学年で計画的に実施する。
「いのちを大切に作るキャンペーン」実践事例集を計画的に活用していく。
- (2) 教科指導における「学び合い」を通して、他の意見を尊重する姿勢を育む。
生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に努める。
- (3) 学級会活動、委員会活動、部活動等に於いて、常に好ましい人間関係にある環境を構築する。昼休みや放課後等、授業時間外においても生徒の人間関係の把握に努める。
- (4) 学期に2回(1学期と2学期)いじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めると同時に、教育相談に活用する。
- (5) 欠席生徒の理由・状況を的確に把握し、場合に応じて保護者への連絡・連携を図る。
- (6) 朝の打合せや学年会に於いて、気になる生徒や起こった事実等の情報交換を密に行う。また、他学年の授業で気になる生徒や保健室利用で知り得た情報等、生徒指導や学年主任、教務主任、主幹教諭、教頭、校長へ、報告・連絡・相談を密に取る。
- (7) 特にインターネットを通じていじめと疑われる情報については、教頭・校長に報告した上で、「いじめ防止対策委員会」を招集し、早期対応を図る。
- (8) 生徒・保護者に対し「心の相談箱」「心の相談員」「いじめ防止対策委員会」の存在と活用の啓発を図る。
- (9) いじめ防止対策委員会を定期的実施し、共通理解を図り、学校体制でいじめ防止に取り組む。
- (10) いじめ相談と通報の窓口は教頭と養護教諭であること、「流山市子ども専用いじめホットライン TEL04-7150-8055」があることについて周知していく。
- (11) 平成30年度に流山市の全中学校に導入された「ストップイットアプリ及びいじめ防止授業」の積極的活用を図る。

5 いじめに対する措置(生徒・保護者・教職員等からいじめの通報があった場合)

- (1) いじめ情報のキャッチ(いじめ発見時の緊急対応)
 - ① 当該生徒に関係する「いじめ対応チーム」を招集する。
 - ② いじめられた生徒を徹底して守る。
 - ③ 見守る体制を取る。(休み時間や清掃時、放課後、登下校時等)
 - ④ 発見者→学年主任・生徒指導主任→管理職という報告連絡体制を徹底する。
- (2) 正確な実態把握
 - ① 当事者双方、周りの子どもから聞き取り、内容や時間と場所等詳細に記録する。
 - ② 複数いる場合は、場所を変えて個々に聞き取りを行う。
 - ③ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ④ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (3) 指導体制・方針決定
 - ① 指導の狙いを明確にする。
 - ② 全ての教職員の共通理解を図る。
 - ③ 対応する教職員の役割分担を考える。
 - ④ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
 - ⑤ 教職員の不適切な発言(差別的発言、生徒を傷つける発言)や体罰がいじめを助長することを認識する。
 - ⑥ 学校全体で暴力や暴言を排除していく。

- ⑦過度の競争意識、勝利至上主義等がいじめを誘発することを認識する。
- ⑧生徒の自発的な活動を支援していく。

(4) 生徒への指導・支援

- ①いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ②いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめ」は、けっして許されない行為である」という人権意識を持たせる。また、被害者や通報者へ決して圧力をかけることのないように指導していく。
- ③観客としてはやし立てたり、面白がったりする生徒への指導を確実にしていく。

(5) 保護者との連携

- ①直接会って、事実経過の説明と具体的な対策を話す。
- ②協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ③保護者がいじめの予兆を把握した場合は、すぐに学級担任や相談窓口相談するように協力を求めている。
- ④いじめアンケートの結果等や把握した事実について、必要な情報を確実に保護者に提供する。
- ⑤正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

(6) 今後の対応

- ①継続的に指導や支援を行う。
- ②カウンセラーの活用も含め、心のケアに当たる。
- ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

6 重大事態への対応（生命又は身体の安全が脅かされるような事案発生）

- (1)速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- (2)教育委員会の支援の元、校長・教頭が中心となり、学校全体で組織（いじめ防止対策委員会）的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- (3)事案によっては、学年および学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断する。
- (4)必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開を実施する。
- (5)事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口は教頭とし、誠実な対応に努める。
- (6)出席停止措置については、学校教育法第35条に則り、教育委員会の助言の元いじめ防止対策委員会で決定する。

7 その他

- ・「いじめ防止対策基本方針」はホームページで公表する。
- ・年度ごとにいじめ関係調査や分析を行い、これに基づいた対応を取るとともに、「いじめ防止対策基本方針」を見直していく。
(今年度は、ストップイットの積極的活用と生徒指導部会の強化を加えた)
- ・学校評価アンケートでいじめに関する評価を保護者、生徒、教職員が行う。
(昨年度においては、アンケートにおける全体的な数値の満足度を得られてはいるが、1人ひとりを大切にするとともに、生徒指導全般に係る慎重な観察にも努める)